

## 東京都行政書士会足立支部役員選任要綱

(目的)

第1条 東京都行政書士会足立支部（以下「支部」という）細則（以下「細則」という）第12条の定めるところにより、役員を選任を公正に行うため、必要な事項を定める。

(選任する役員数)

第2条 支部総会において選任する役員の数数は細則第10条に基づき次のとおりとする。

- ①支部長 1名
- ②副支部長 5名以内
- ③理事 11名以内
- ④監事 2名

2. 前項により選任された各役員に欠員が生じたときは、支部総会において補欠選任するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。但し、役員会が支障がないと判断したときは、次期定時総会まで補欠選任をしないことができる。

(役員を選任)

第3条 役員を選任は次の方法による。

- ①支部長及び監事・・・選挙
- ②副支部長及び理事・・・当選した支部長が指名する

(選挙権者)

第4条 選挙権を行使できる者は、現に支部総会に出席している足立支部会員とする。

(役員候補者等の資格)

第5条 支部長及び監事の候補者として立候補できる者は支部総会の年の3月31日において満5年以上の足立支部会員歴を有し、且つ5名以上の足立支部会員の推薦を得た個人会員とする。

- 2. 役員の任期満了の年の3月31日までに支部会費の未納がある者は、支部長及び監事候補者、その推薦者及びその他の役員候補者となることができない。
- 3. 東京都行政書士会会則第23条各号及び足立支部細則第29条の4に基づく処分を受けたことがあるものは支部長及び監事候補者となることができない。

(立候補の届出と選任)

第6条 議長は支部総会の議場において、支部長立候補届出または監事立候補届出があった場合、前条の資格審査を行う。

2. 前項の資格審査の結果、有効と認められた場合は次の各号に定める方法による。

- ①立候補者が支部長1名または監事2名の場合には選挙は行わず無投票にて当選が確定する。
- ②立候補者が支部長2名以上または監事3名以上の場合には、選挙を行う。

3. 前項の届出がない場合には、議長は選出方法を議場に諮り、支部長及び監事を選任する。

(選挙管理委員)

第7条 議長は、前条第2項第2号により選挙を行うときは、議場から3名の選挙管理委員を指名し、選挙事務を委任する。

2. 議長は、支部長候補推薦者は選挙管理委員に指名できない。
3. 選挙管理委員は選挙実施における一切の責任を有する。

(投票)

第8条 選挙は無記名投票により行う。

(副支部長・理事の選任)

第9条 副支部長及び理事は当選の確定した支部長が議場において指名し、その氏名を公表して選任する。

2. 前項の規定にかかわらず議場において選任者の就任承諾が得られないとき、選任後に役員としての資格を有しないことが判明したとき等やむ得ぬ事情により員数に不足が生じた場合には、支部長の権限で選任者に替えて新たに指名選任することができる。

(事前の選挙運動の禁止)

第10条 いかなる者も役員選任のための総会開催前に次の各号に定める行為をしてはならない。

- ① 選挙のための文書、図画に、虚偽または他人を誹謗中傷し、若しくは名誉を毀損するような事項を記載すること。
- ② 他の立候補予定者を誹謗中傷し、その他不正な手段で、他人の当選を妨げること。
- ③ 選挙権者の自由な選挙権の行使を妨げること。
- ④ その他この規則に基づく投票につき依頼または誘導等の目的をもって行うすべての行為

(改正)

第11条 この要綱の改正は、支部総会において行う。

附則 第1条 この要綱は平成26年度定時総会終了時より施行する

様式第1号（規則第5条関係）

東京都行政書士会足立支部 総会議長 殿

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 職印 \_\_\_\_\_

立候補届兼誓約書

私は、東京都行政書士会足立支部（支部長・監事）選挙に立候補するにあたり、役員選任要綱第5条に定める資格を有していることを誓います。

氏名	フリガナ   年 月 日生
足立支部入会年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
事務所所在地	
電話／FAX	／
行政書士としての経歴  本部及び支部の 役員、委員、日行連、 地方協議会など (A4 1枚の別紙とす ることができる)	

推薦人名簿

事務所所在地／登録番号	氏名／生年月日	職印
登録番号	( 年 月 日生)	
登録番号	( 年 月 日生)	
登録番号	( 年 月 日生)	
登録番号	( 年 月 日生)	
登録番号	( 年 月 日生)	